

町 勢 状 況	
昭和46.12.1 現在	
世帯数	1,502 戸
人 口	5,335 人
男	2,506 人
女	2,829 人

広報たしる

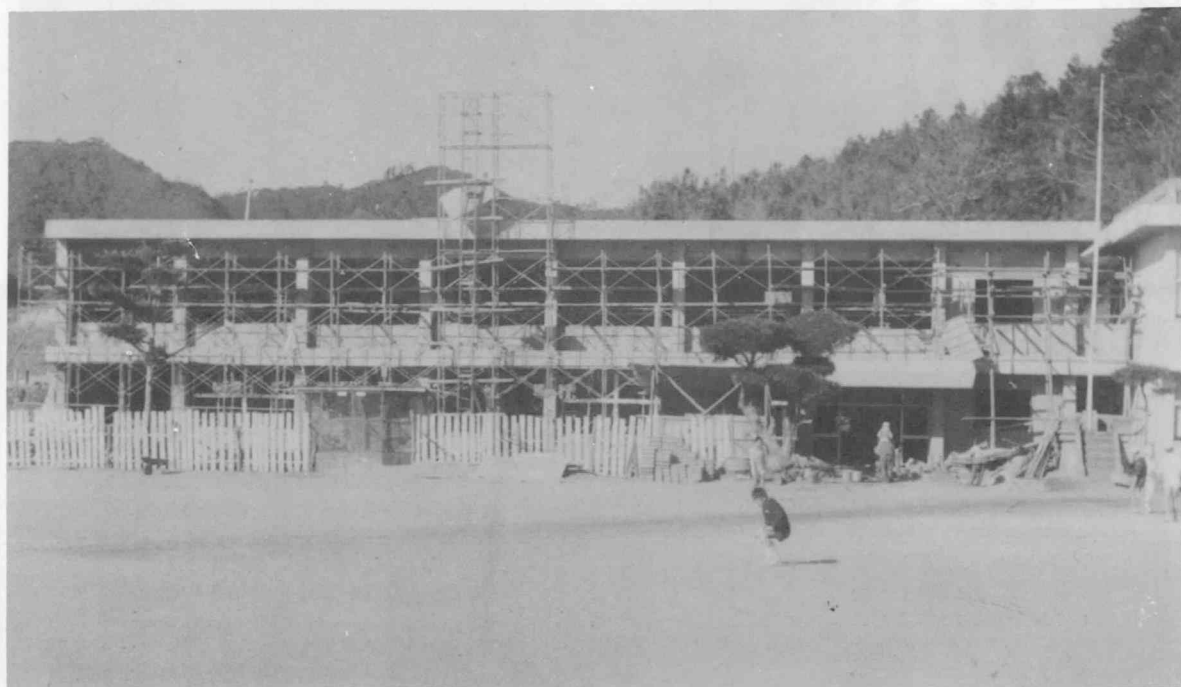
No. 228

昭和46年

12月号

田代町総務課編集

1650部発行



田代小学校の校舎改築工事近く完成

工事費 3,375万円 工事請負者 田代建設KK

校舎は、校長室・職員室・普通教室3・便所・用務員室などが予定されています。

広報のしおり

寒さは日一日ときびしくなってきた、ことしもいよいよ最後の月です。

官庁や会社ですと、三月が年度末ですが、わたし達庶民としては十二月が年度の区切りになっています。

お歳暮

歳暮(せいぼ) というのは年の暮れとか、年末という意味ですが、ごくむかし、年神様と晴れの食事をすることによってお互いの関係を深めるといふ考えから始まったもので、本来は生きている祖先である親の健康を祝うために、正月用のモチや魚を持参したのでそうです。そういうことから、日ごろお世話になっている目上の人や先輩へのお祝心の表現として現在も行なわれています。

歳暮をもらったからすぐお返しを……と考えるのは少し行きすぎしばらく間をおいてするのが礼儀というもの、お店あたりから配達させるのは、お礼心も半減になる。お歳暮が神様のつき合いから人間同志の相互の健康と敬意の現われであれば「持参」してこそ意味があるわけです。

十二月のこよみ

と行事予定

9日	町婦人会会長
10日	保育園作品展
11日	戦没者勲章伝達式
13日	定例町議会招集
14日	百日咳、ジフテリア予防注射
15日	民生委員会
16日	青少年問題協議会、選挙管理委員会
17日	農業委員会、茶業振興会役員会
18日	国保運営委員会、茶業振興会役員会
20日	小組合長会
21日	社会教育委員会
22日	レントゲン脱漏検診
24日	教育委員会
25日	消防幹部会
27日	各学校二学期終了式
28日	災害土木関係入札役場大掃除御用納め





県道の改良・舗装工事進む

町内の県道のうち、大根占・内之浦線が次のとおり改良・舗装が進められています。正月を目前にして、ずいぶんりっぱになるようです。

田代高校前附近 四三二米
表木部落内 約二〇〇米
表木・新田峠間 約二八〇米

田代・大根占間の県道の改良・舗装を早く

田代町界から大根占町間の県道は、改良・舗装が大変手間とっています。一日も早く工事をすすめてもらいたいものです。

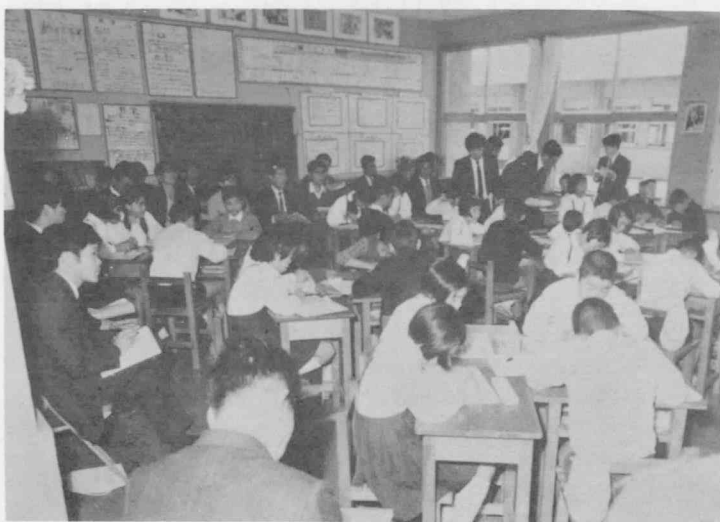
出かせぎ実態調査に協力を

県では出かせぎ者の実態を把握し、県や町村の行政施策の資料とするため、二年に一回の出かせぎ者の調査を行ってあります。本年も十二月一日現在で



田代中学校の道徳教育研究会

田代中学校では文部省から、昭和四十六年から二カ年間にわたり、道徳教育研究指定校の委託を受け全職員一丸となって研究に取り組んでいましたが、この中間発表会が十一月十八日に行われました。肝属郡内及び鹿屋市、垂水市方面から多数の先生方が集まり、



年間を通して三十日以上出かせぎしていた人について、調査を行いますので、よろしくご協力ください。

みんなで

明るいお正月を

十二月一日から、三十一日まで、全国いっせいに「歳末たすけあい運動」がはじまりました。

恵まれない、かたがたにも、ともに明るい正月を迎えていただこうと、部落婦人会などをおして、「たすけあい募金」をいたしますので、ご協力をお願いします。

ご挨拶

麓駐在

巡查長

武田 盛行 (49才)



去る十一月一日の異動で前任の門園さんが鹿児島市の方へ転任されましたのでその後任として、鹿児島県中央警察署から参りました。田代町は初めての任地でありまして、地形、風土など全くわかりません。私も一生懸命皆様方に奉仕しようと思っておりますので、どうかよろしくご指導くださるようお願い申し上げます。

自動車重量税

12月1日から

重量に応じた税金

自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車(検査自動車)および使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車(届出軽自動車)に対して、その重量に応じて税金がかかります。

ただし、検査自動車のうち大型特殊自動車は無条件で非課税とされる。

「検査を受けるとき、使用の届出を受けるとき」

使用者が納付

自動車重量税の納税義務者は、検査自動車と届出軽自動車の使用者です。検査自動車については陸運事務所にて検査を受けるときに、また、届出軽自動車については陸運事務所にて使用の届出を受けるときに、税額に相当する額の自動車重量税印紙を納付書にはって、陸運事務所(自動車検査場)の窓口に出し納めることになっています。

税率はどうなっているか?

税率は、自動車の区分や重量により次のように定められています。

- (1) 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が2年と定められているもの
- イ 乗用自動車(二輪車を除く。)
- (イ) 車両重量が0.5トン以下のもの 5,000円
- (ロ) 車両重量0.5トンを超えるもの 車両重量0.5トンまたはその端数ごとに5,000円

軽自動車 7,500円

原動機付自転車・特殊自動車は非課税

ロ、乗用自動車以外の自動車(二輪車を除く)

(イ) 車両総重量が1トン以下のもの 5,000円

(ロ) 車両総重量1トンを超えるもの 車両総重量またはその端数ごとに5,000円

ハ、二輪の小型自動車 2,000円

(2) 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が1年と定められているもの。

イ、乗用自動車(二輪車を除く。)

(イ) 車両総重量が0.5トン以下のもの 2,500円

(ロ) 車両総重量が0.5トンを超えるもの 車両総重量が0.5トンまたはその端数ごとに2,500円

ロ、乗用自動車以外の自動車(二輪車を除く。)

(イ) 車両総重量が1トン以下のもの 2,500円

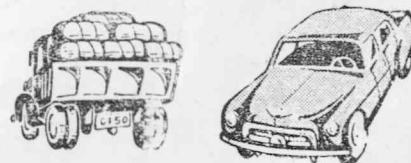
(ロ) 車両総重量が1トンを超えるもの 車両総重量1トンまたはその端数ごとに2,500円

(3) 届出軽自動車

イ、二輪車以外の軽自動車 7,500円

ロ、二輪の軽自動車 4,000円

(注) 車量総重量=車両重量+最大積載量+(定員×55キログラム)



運転手は目を通せ

道路交通法の改正

十二月一日から施行される、今回改正の道路交通法の主な点をひろってみました。

1、車両などの運転者は危険を防止するため、やむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ又はその速度を急激に減速することになるような急ブレーキをかけてはならない。

「危険を防止する以外は勝手に急ブレーキ、又は急減速することは、追突事故の原因となるので、今回の改正で、違反事項として規定されました」

2、夜間車両等は他の車両などの直後を進行する場合他の車両などの交通を妨げるおそれのあるときは、指令の定めるところにより、灯火を消し、光度を減ずるなどの操作を行うこと。

「前車の運転手は後車のライトにより運転が大変やりにくいので、前車の直後

を進行するときは必ずライトの減光を忘れないこと」

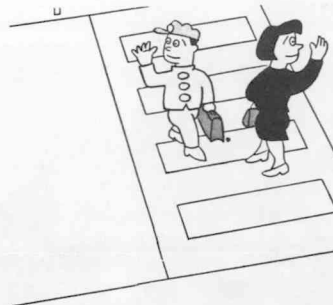
3、歩行者の側方を通過する車両は、歩行者との間に安全な、間かくを保ち又は徐行しなければならぬ。

「歩道と車道の区別のない道路に限らず、歩行者のいるところを進行するときは歩行者との間に安全な間かく（少くとも一米ぐらい）を保つか徐行しなければならぬ。歩行者の行動に不測の変化があっても、その安全を守るために」

4、運転者の遵守事項

(イ) 安全を確認しないで、ドアを開いたり、またこの自動車に乗り込んでいる者が、前後の安全を確認しないでドアを開いたり、乗り降りしないよう措置すること。

(ロ) 車を離れるときは、その車が他人に無断で運転されないよう措置すること。



横断歩道は歩行者優先

横断中や横断しようとしている歩者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し歩行者の通行を妨げないこと

(車のキーは必ず取っておくこと)

横断歩道の徐行
横断歩道に接近したら、歩行者のいないことが確認できない限り、横断歩道の直前で停止できる速度で進行すること。

歳末特別貯蓄増強運動

12月1日～12月31日

1. むだな消費をはぶいて計画性のある合理的な買い物をする。
2. 本年の生活をふりかえると共により充実した生活実現のために目的貯蓄をする。
3. 見栄などによる競争買いは絶対慎しむ